

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B会社を元請とするC所在のD会社新築工事に鳶職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、玉掛け作業中に階段と手すりの間に右手を挟まれ、負傷した。

請求人は、同日、Eメディカルセンターに受診し「右環指中節骨々折、右小指中節骨開放骨折」と診断され、同年〇月〇日にはF病院に転院し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、右小指の痛みがひどくなり、生活に支障を来すことから、疼痛緩和を目的として同院において、平成〇年〇月〇日に右小指切断手術を施行した。

一方、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで再発と認定し、請求人に対して療養補償給付及び休業補償給付を支給し、請求人は同院、またG病院においても療

養を継続した結果、平成○年○月○日、再び治ゆ（症状固定）した。

請求人は、再発治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するものと認めたものの、請求人には、再発前の前回の治ゆ後、既に障害等級12級と認定しており、障害等級が同じであって加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右小指に痛みとしびれがあり、ものが触れたり、ぶつかったり、誰かに触られたりすると、その後、一日中通常よりもひどい痛みが続き、右小指のない部分が痛む旨訴えていることから、請求人に残存する障害について、以下検討する。

(2) G病院H医師作成の平成○年○月○日付け診断書によると、傷病名「混合性局所疼痛症候群、幻肢痛」、障害の部位「右手第5指」、障害の状態の詳細「右手第5指欠損及び欠損指の激しい痛み（幻肢痛）」と記載されており、I医師

の平成〇年〇月〇日付け意見書には、要旨、「亡失した右小指及びその基部に激しい疼痛、幻肢痛が残存していた。後遺障害におけるRSDとしては、①関節拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化、という慢性期の3つのいずれの症状も健側と比較して明らかであるとは認められないことから、RSDとして後遺障害認定することはできない。神経症状の程度は『局部にがん固な神経症状を残すもの』に該当する。」と述べている。

- (3) 当審査会において、改めて、医師の所見を精査したところ、右小指については、基節骨で切断されていることが認められることから、障害等級第12級の8の2「1手の小指を失ったもの」に該当するものと判断する。

次に、右小指の疼痛については、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に相当するものと認められるものの、この神経症状は、右小指を切断したことにより、通常派生する症状であるものと判断する。よって、1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれか上位の等級をもって、当該等級とすることから、右小指の亡失による障害の程度は、障害等級第12級の8の2に該当するものと判断する。

なお、右小指におけるRSDについては、I医師の上記意見書のとおり、RSDには該当しないものと判断する。

- (4) 労災則第14条第5項において、既に身体に障害のあった者が同一部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償給付を行うこととされているが、請求人には、決定書理由に説示するとおり、右小指に障害等級第12級に該当する既存障害があることが認められ、再発後の右小指の障害も上記(3)のとおり、既存障害と同じ障害等級第12級であることから、上記要件には該当しないと判断する。

なお、請求人は事前に監督署に相談したときに障害補償給付が支給される旨の説明を受けたと申し立てているが、障害補償給付は、請求書の提出を受け障害等級を認定した上で給付の可否を判断するものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。